

参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 2 - 33
要綱上の事業名称	(23) 避難誘導機器整備事業
細要素事業名	津波避難表示板設置事業
全体事業費	55,218 (千円)
<p><b>&lt;概要&gt;</b>                  本市における津波対策は、減災の視点を意識し、海岸・河川堤防の整備、道路のかさ上げ、避難施設や避難道路の整備、土地利用の見直し(防災集団移転)、津波からの円滑な避難のための取り組みなどを複層的に組み合わせた、多重防御による総合的な対策である。                  本事業は、津波避難表示板等を設置することにより、津波からの避難について、避難施設位置を明確化し、迅速な避難を支援するものである。</p> <p><b>&lt;事業費&gt;</b>                  工事費 (平成28年度)                  ・津波避難誘導表示板設置工事(海岸公園(蒲生, 荒浜, 藤塚)) 44,279千円</p> <p><b>&lt;基幹事業&gt;</b>                  ・D-23(防災集団移転促進事業)                  津波などにより甚大な被害を受け、災害危険区域を指定した地区の住民について、安全が見込まれる地域への集団移転を促進するもの。</p> <p><b>&lt;基幹事業との関連性&gt;</b>                  防災集団移転促進事業は、津波対策として実施する事業であり、本事業により津波避難場所を明確化することは、防災集団移転促進事業と一体となり津波対策の効果を増大するものである。                  本事業は、著しい被害を受けた防災集団移転対象区域及びL2津波想定区域にかかるエリアであって、これらの区域内の周辺住民や公園利用者に対し、津波襲来時の一時避難場所として災害復旧事業に併せて整備する海岸公園内の避難の丘への誘導や、避難経路を案内するサインを設置し、効率的で円滑な避難を促すものである。                  今後は、移転跡地の有効活用に向けた土地利用の検討に合わせて、周辺地域の一体的土地利用も考慮した津波避難表示板を設置することにより、津波避難に関する啓発・維持・向上が図られるとともに、防災集団移転事業等により新たに形成される新市街地のより強固な安全確保に寄与するものであることから、本事業は防災集団移転促進事業との一体的な対策として、多重防御による安全なまちづくりの促進効果が期待できるものである。</p> <p><b>&lt;参考&gt;</b>                  整備スケジュール                  平成26年度 既存の津波避難場所への案内表示板整備 8,547千円                  平成27年度 実施設計(津波避難誘導サイン計画設計業務) 2,392千円                  平成28年度 海岸公園内避難経路上への津波避難誘導表示板整備 44,279千円                  (井土地区分については金額精査中のため、全体事業費には含んでいない。精査後、年度内に申請予定。)                  実施時期未定 避難経路上等への津波避難誘導表示板整備 ※金額精査中                  (防災集団移転対象区域全体の表示計画は、移転跡地の有効活用に向けた土地利用検討に合わせて計画する。)</p>	

※ この様式は、原則として、参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 2 - 44
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	集団移転跡地利活用方針策定事業
全体事業費	10,000（千円）

**<概要>**  
 本市における東部地域防災集団移転促進事業は、平成28年3月末までに移転先の住宅建築がおおむね完了するなど、事業の完了に向けて着実に進捗しているところである。また、防災集団移転促進事業における移転跡地（以下「移転跡地」という。）の買取についても着実に進捗していることから、今後の移転跡地利活用について具体的な検討を進めるべく、『交流とチャレンジ』をテーマとした、本市の「集団移転跡地利活用の考え方」を平成28年2月に公表した。この中では、市民や企業、NPO、起業家など、民間による自由な発想での主体的な利活用を実現するため、本市における利活用検討の基本姿勢を示すとともに、斬新なアイデアの募集や利活用事業者の公募などのプロセスを経て具体化を図っていくこととしている。平成28年4月から6月には、「集団移転跡地利活用のアイデア」を広く募集し、市内外から88件の多様なアイデアの応募をいただいた。今後は、これらのアイデアを基に、元住民や地元町内会など、広く市民との意見交換を行いながら、各分野の専門家の意見も踏まえ、本市にふさわしい東部沿岸部の新たなあり方の実現に向けた「集団移転跡地利活用方針」を策定する。  
 本事業は、市民フォーラム形式の検討委員会などによる公開の場での検討を行いながら、「集団移転跡地利活用方針」を策定するため、必要な検討業務等を民間業者に委託するものである。

**(利活用検討の基本姿勢)**  
 ①市民・事業者など、民間が自由な発想で自ら取組む「新たな土地利用」  
 ②仙台の「新たな魅力」を生み出す場の創出  
 ③市民・NPO・企業・行政の「新たな役割」を構築

**<対象面積>**  
 ・62.7ha（南蒲生地区3.4ha、新浜地区3.9ha、荒浜地区40.5ha、井土地区0.5ha、藤塚地区14.4ha）  
 ※平成28年7月末時点の買取面積

**<事業費>**  
 ・集団移転跡地利活用方針検討業務委託 10,000千円  
 ①移転跡地利活用方針の策定 1式  
 ②市民フォーラム開催支援 1式  
 ③事業者向けワークショップ開催支援 1式

**<事業スケジュール(予定)>**

平成28年 2月	「集団移転跡地利活用の考え方」を公表	} 今回申請分
平成28年 4月～平成28年 6月	「集団移転跡地利活用のアイデア」募集	
平成28年11月	事業者向けワークショップ開催	
平成28年11月～平成29年 1月	市民フォーラム開催(3回)	
平成29年 3月	「集団移転跡地利活用方針」策定	
平成29年度	利活用事業者の公募、利活用事業者の決定	
平成30年度～	移転跡地の利活用の開始	

**<基幹事業>**  
 ・D-23 防災集団移転促進事業  
 津波などにより甚大な被害を受け、災害危険区域を指定した地区の住民について、安全が見込まれる地域への集団移転を促進するもの。

**<基幹事業との関連性>**  
 防災集団移転促進事業と連携して、市民の命と暮らしを守りながら、津波により被災した東部地域の集団移転後の跡地について、新たな土地利用の具体的な検討を行い、東部津波被災地の復興まちづくりを推進するものである。

※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。